

建物の所有者、管理者の皆さんへ

消防用設備等の 確実な点検を！

消防用設備等が皆さまの生命と財産を火災から守ります。
確実に作動するよう定期に点検することが大切です。



消防用設備等の適正な維持管理と
点検及び点検結果の報告は、
防火対象物関係者の義務です。
(消防法第17条及び第17条の3の3)

点検の期間

機器点検 6ヶ月ごとに1回
総合点検 1年ごとに1回

●罰則

維持義務違反

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

(消防法第44条第8号、45条第3号)

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

(消防法第44条第7号の3、45条第3号)

消防用設備等の点検は、各都道府県消防設備保守協会の

点検済表示登録会員へ

消防用設備等の点検は、消防庁が定めた点検基準・点検要領に従って行わなければなりません。



信頼できる点検実施者に点検させましょう。



一定の規模・用途の防火対象物は、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）に点検させなければなりません。



点検時には必ず立ち会って、適正な点検が実施されているかを確認しましょう。



点検の結果、機能が正常であるものに点検済票（ラベル）を貼付させましょう。

（点検済票の貼付は、各都道府県消防設備保守協会が推進しています。）



緊急のお知らせ

消火器の訪問点検にご注意を！



各地で不適正な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

トラブル防止の
ポイント！ 契約業者でない場合は…

- ① 身分証明書等の提示を求める。
- ② はっきりと点検を拒否する。
- ③ 契約書にサイン等をしない。

従業員の皆さんにも周知徹底を！

詳しくは
各都道府県消防設備保守協会に
お問い合わせください。